

防衛施設の建設工事のご案内

～我が国の
安全保障基盤を
創る仕事です～



防衛省

2019. 11



建設業に携わる皆さまへ

～防衛施設の建設工事を受注してみませんか？～

Q 防衛省の工事が初めてでも入札に参加できますか？

A 一般競争入札を採用しているので、個別工事の参加要件を満たせば、誰でも入札に参加できます。また、防衛省の施工実績がなくても、他省庁や地方自治体等による施工実績も評価しやすい制度を採用しています。



Q 公共工事の施工実績がなくても入札に参加できますか？

A 多くの工事で民間工事の実績があれば競争参加が可能です。（一部、公共工事実績を求める場合があります。）

Q 防衛省の工事は山間や離島が多いと聞いたのですが・・・

A 山間や離島などのへき地での工事もありますが、市街地の工事でも発注しています。また、へき地など特に困難が見込まれる工事は「難工事」に指定し、その施工実績を次回の入札参加時に加算評価します。



Q 防衛省の工事は提出書類が多いと聞いたのですが・・・

A 受注者の皆さまに作成していただく工事関係書類の省略・簡素化を行い、平成31年4月に「建設工事等標準書式集・記載例集」を防衛省ホームページに掲載しています。

Q 防衛省の工事を受注するメリットはなんですか？

A 他省庁や地方公共団体が発注する工事の入札で、官公庁発注工事の実績として利用できます。



Q どのような工事がありますか？

A 事務庁舎、宿舎など民間施設の施工実績が活かせる施設から、格納庫、管制塔など特殊な技術を要する施設まで、様々な規模の工事を全国各地で整備しています。



事務庁舎



宿舎



病院



格納庫

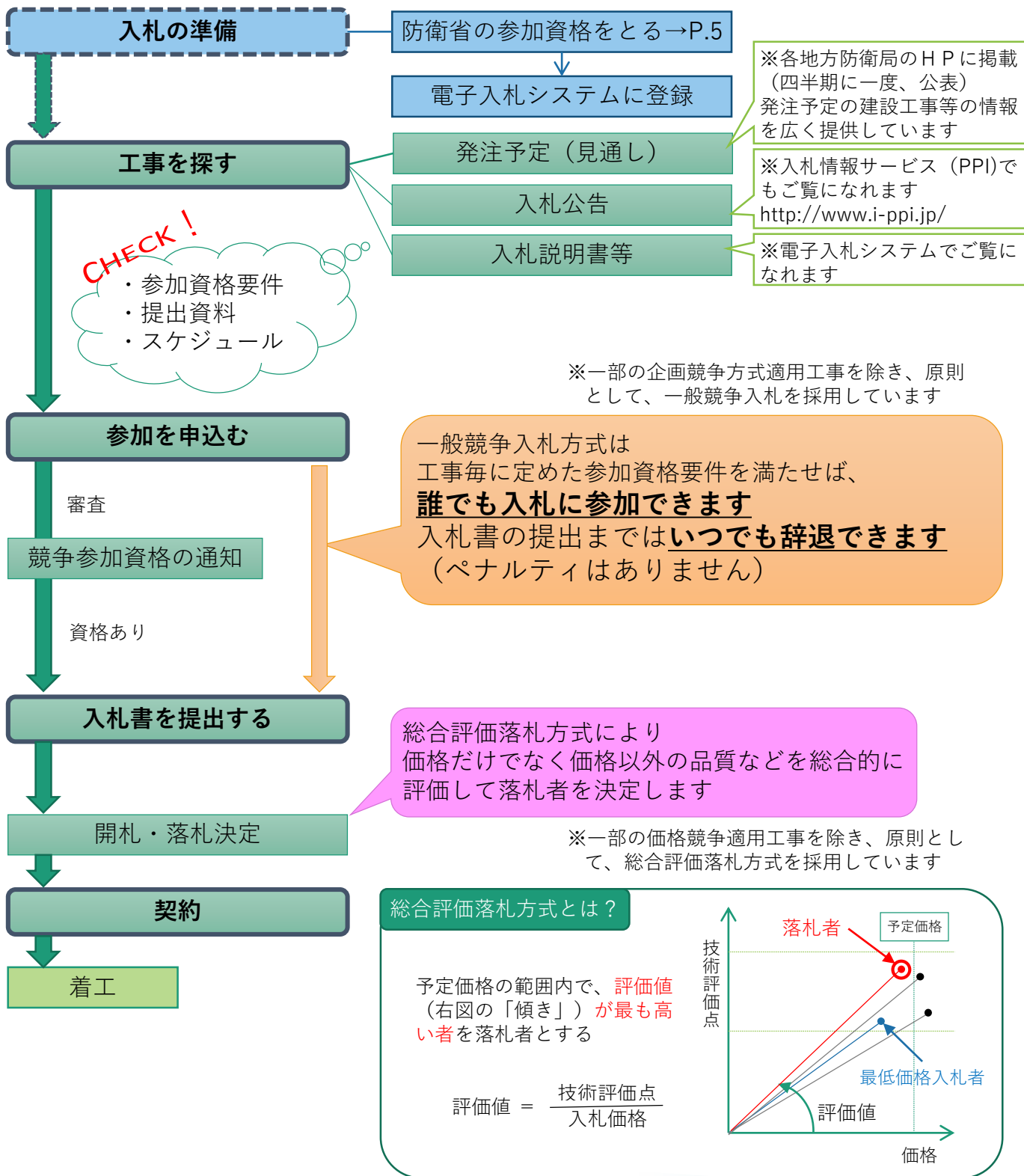


管制塔



火薬庫

建設工事の入札・契約手続き



入札に参加しやすい環境づくりのため

- 参加資格を緩和しています →P.3
- 地元受注の機会拡大に配慮しています →P.4
- 実態を反映した積算に努めています →P.5

入札に参加しやすい環境づくり

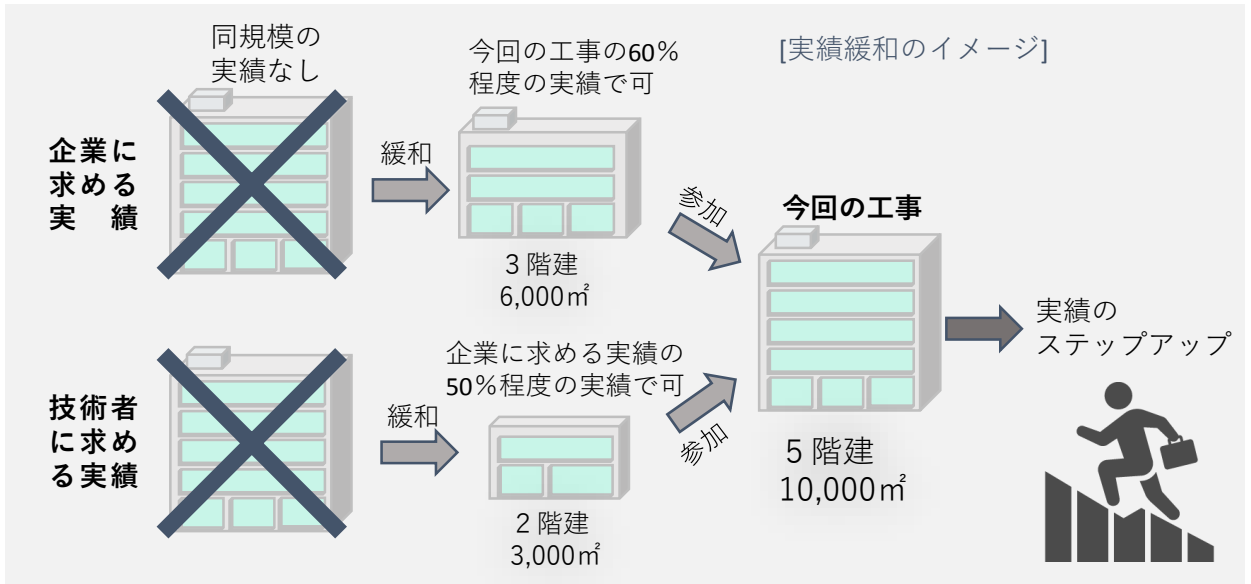


1 参加資格の緩和

発注する工事と同規模の施工実績がなくても、チャレンジできます。

企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、配置予定技術者に求める施工実績は企業に求める実績の50%程度の実績があれば入札に参加できるよう大幅に緩和しています。

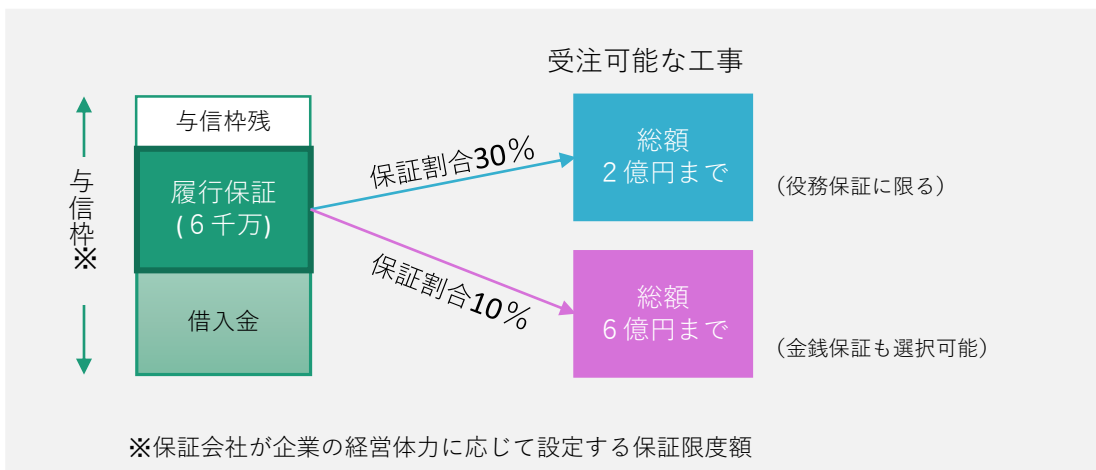
技術者不足の改善を図るとともに、当省発注の工事受注により、技術者経験のステップアップを図ることが可能となります。



2 建設工事の契約保証の見直し

防衛省では他の公共工事発注機関と同様に、受注者が工事を完成できなくなった場合の担保として、契約時に保証を付す制度をとっています。

従前、すべての工事で請負代金の30%以上の役務保証を付すこととしておりましたが、受注機会の拡大を図るための見直しにより、平成26年度から、一部の工事を除き請負代金の10%以上の保証とし、金銭保証を選択することも可能としています。



3 地元企業による受注の機会拡大

① 積極的な情報提供

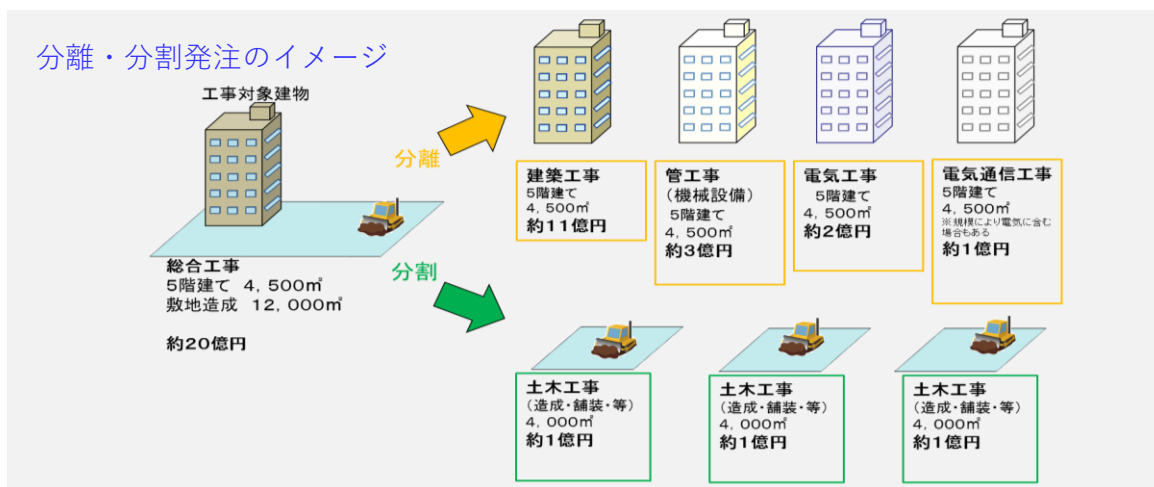
地方防衛局等において、工事の発注見通しなどの情報を四半期ごとに公表するとともに、建設工事に係る説明会などにより、地元自治体・商工会議所等を通じて地元建設業者に対する情報提供を積極的に実施しています。

② 分離・分割発注の推進

発注規模については、官公需法及び毎年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（閣議決定）を踏まえ、工事内容等を勘案し、可能な限り建設業法に基づく職種ごとに分離するとともに、土木工事においては発注規模を分割するなど、地元企業による受注機会の拡大を図っています。



【建設業者への説明会の様子】



③ 総合評価における地域評価型の適用

工事の品質確保のために必要かつ十分な競争性を確保した上で、地域に根ざし、地域の事情に精通する地元企業を活用することによって良質な資材及び有能な労務者等が確保され、良質な施工につながると期待できる工事については、総合評価の審査において、地域精通度及び地域貢献度を加点する地域評価型を適用しています。

4 予備自衛官等の評価

予備自衛官等（予備自衛官及び即応予備自衛官）を一定の条件（※）の下に現場配置する企業について、総合評価において加点評価しています。

（※）当該工事の作業に直接従事する作業員であること、現場配置の延べ日数が30人・日以上あること等自衛隊施設の建設工事（WTO基準額未満）に適用しています。



【予備自衛官の災害招集の様子】

【評価する理由】

- 予備自衛官等は、自衛官在職時に勤務経験を有する駐屯地等の事情（部隊の運用等）に精通
- 予備自衛官等の知見を活かし、駐屯地等との調整が行われるため、工事が円滑に進められ、工事の品質の確保等に寄与

5 見積活用方式による柔軟な積算[適正な積算]

防衛省の積算価格は、原則として公表している積算基準等により算出していますが、発注者の積算価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる工種等がある場合に、見積を反映させる方式を試行しています。

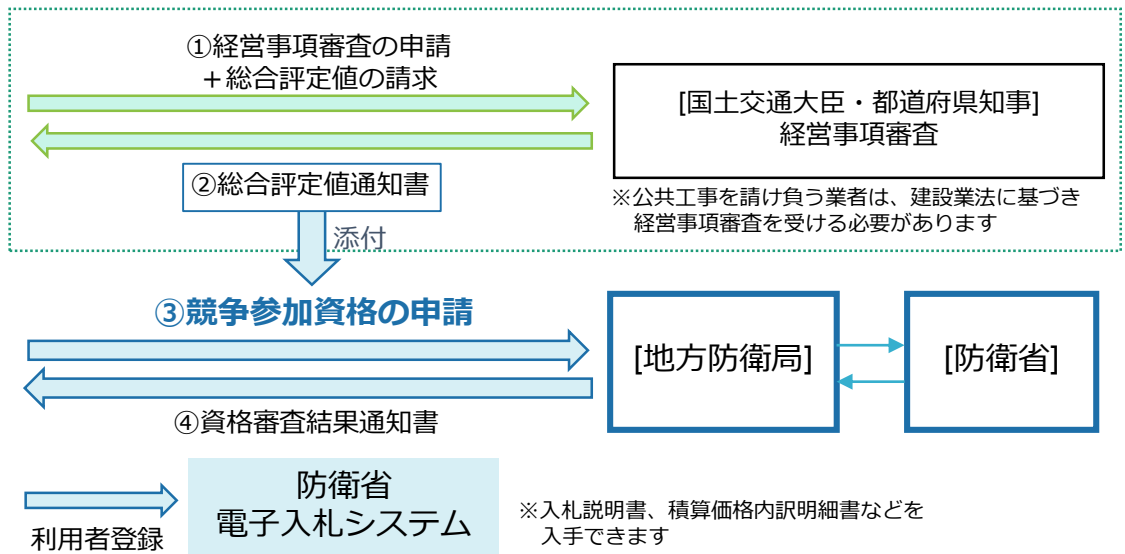
入札不調等が発生している近隣地区での工事の発注にあたっては、積算と乖離が予測できる工種等を含む工事について、当初発注の段階から見積りを活用する積算の方式を積極的に採用することとしております。

6 入札時積算数量書活用方式の試行

工事請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が当該入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき受発注者間で積算数量に関する協議を行う入札時積算数量書活用方式の試行を行っています。

防衛省の有資格者名簿に登録するには

参加を希望する建設業者



※個別工事の入札参加申請と同時に、有資格者名簿の登録申請を行うことも可能です。まずは、本社（本店）を管轄する地方防衛局までお問合せください。

新規参入に向けた取組み

防衛省では、地方防衛局の建設工事が初めての企業でも参加しやすい入札・契約制度を目指しています。

「地元の市や町の工事を受注している」「地方整備局の工事をやったことがある」という企業を評価します。

すべての総合評価対象工事に適用

例) ○○県の優良工事表彰を受けたことがある
○○国道事務所の工事で75点を取ったことがある

➡ 総合評価で加点

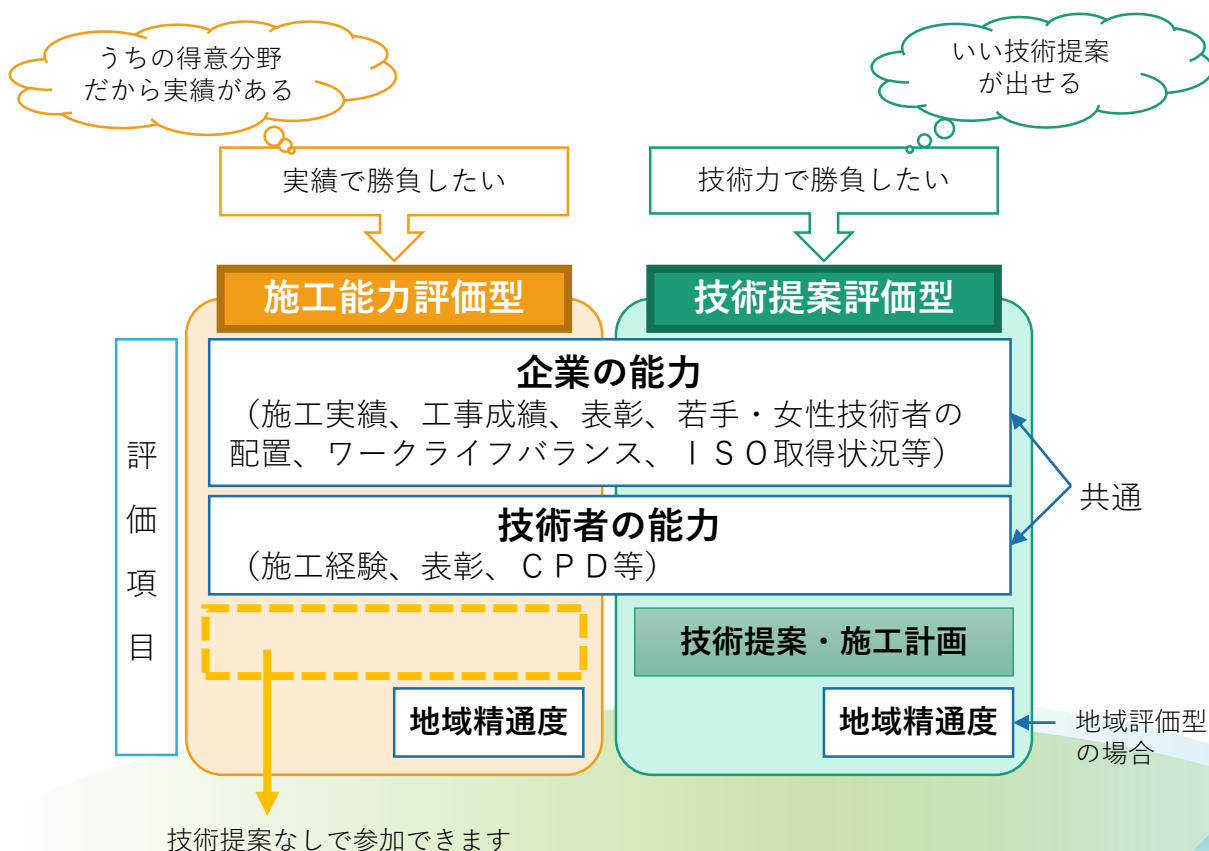
地域の事情に精通する地元企業が特に高得点を取りやすい「地域評価型」を適用する工事があります。

入札公告等に「地域評価型」と明記

例) 地域内の施工実績が年間2件以上（5年で10件以上）
本店・支店が地域内に所在している

➡ 総合評価で加点

総合評価の評価項目をわかりやすく設定しています。[令和元年7月から適用]



建設業の働き方改革の推進

政府では、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定（平成29年8月28日策定、30年7月2日改定）し、建設業の長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設業の働き方改革に向けた取組を行っており、防衛省においても週休2日の試行を始めとした各種施策を実施しております。

1 週休2日制工事の試行

当省においては平成29年度から週休2日制工事の試行を行っており、平成30年度は100件以上を対象工事として試行し、本年度以降も拡大に向けて取り組んでいるところです。

建設業は令和6年（2024年）4月から時間外労働の上限が罰則付きで適用されますのでご留意下さい。

なお、週休2日制工事の実施にあたっては、労務費等の補正を行います。また、週休2日を達成した場合、工事成績評定にて加点評価を行います。

週休2日の実施



週休2日の達成

労務費等の補正

- 発注者指定型：当初予定価格より補正
- 受注者希望型：契約変更により請負代金額を補正

工事成績評定にて加点評価

2 情報共有システムの試行

生産性向上に係る取組として、平成30年度より情報共有システムの試行を開始しました。情報共有システムは、受発注者間でのスケジュールの確認及び工事帳票（工事打ち合わせ簿等）の作成・発議等をシステムを利用して実施できますので、大幅な業務の効率化につながります。

平成30年度の試行対象工事は約60件ですが、本年度以降も拡大に向けて取り組んでいるところです。

3 工事関係書類の削減・簡素化

受注者の皆様に作成していただく工事関係書類の省略・簡略化を行いました。平成31年4月に「建設工事等標準書式集・記載例集」を防衛省のホームページに掲載しましたのでご利用ください。

防衛省の取組み

顕彰制度

防衛省の発注する建設工事等で優れた結果を残した企業については、優秀工事等として各地方防衛局等において調達部長（防衛支局は支局長）が顕彰するほか、全国的にみて模範となるべき建設工事等については、特別優秀工事等顕彰として、大臣官房施設監が顕彰を行っています。

これらの実績は、次の入札に参加する際、総合評価落札方式における企業の技術力の評価点として最大5点加点点評価されます。

特別優秀工事等顕彰の位置付け

特別優秀工事等顕彰
(大臣官房施設監)

優秀工事等顕彰 (調達部長等)

評価基準	配点
大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	5点
地方防衛局長の感謝状の贈与	4点
地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	3点
実績なし	0点

※配点は1件あたりの点数で、合計で最大10点



【特別優秀工事等表彰式状況】

※令和元年度の特別優秀工事等は、工事14件（19社）、業務2件（2社）に大臣官房施設監より顕彰を行っております。

column

「防衛施設の工事ってうちには縁がないイメージがある」
「防衛省の工事は決まった業者さんしか受注できないのでは」
そんなこと考えていませんか？

防衛省の建設工事を受注するのに特別な資格は必要ありません。

自衛隊の駐屯地・基地内への立入申請や、部隊の運用に合わせた施工スケジュールの管理など、特殊事情に戸惑うこともあると思います。

でも、地方防衛局の監督官が付いていますから、初めてでも大丈夫です（監督官は制服自衛官ではなく技術職員です）。

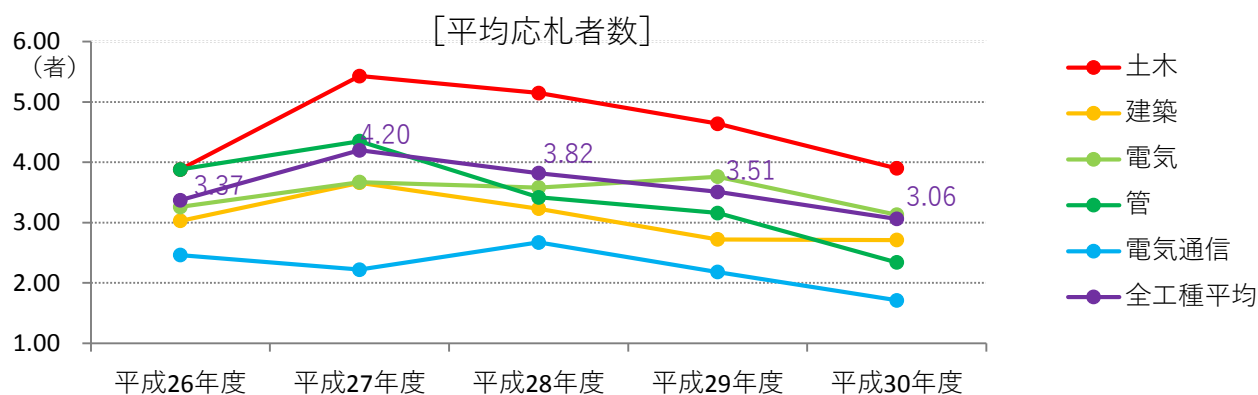
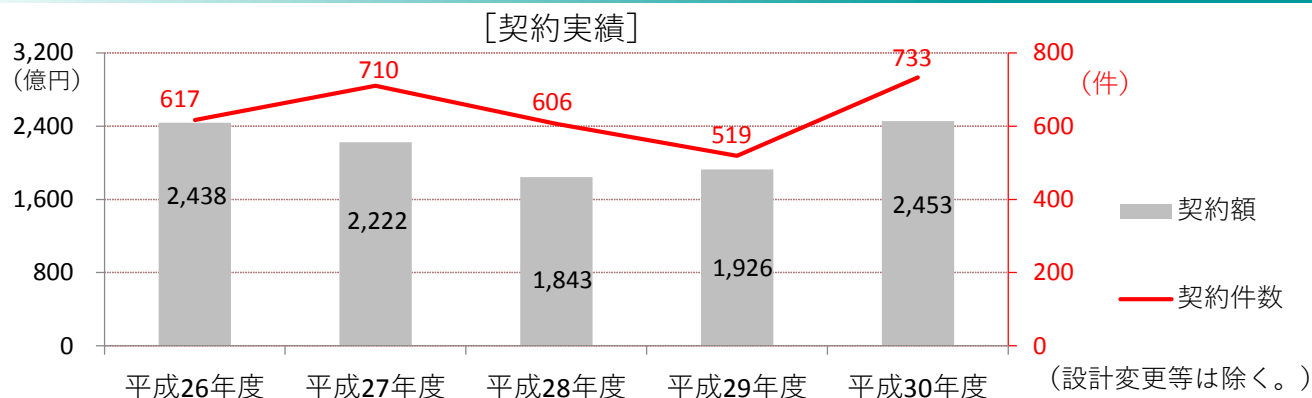
防衛施設の工事を繰り返し受注してくださる業者さんもいますが、入札不調や一者応札の発生状況を見ると、そのような業者さんだけではすべての工事をこなしていけないのが現状です。

応札者数は減少傾向にあり（9ページ参照）、防衛施設の整備を安定的に行うため、初めての業者さんにも積極的に入札参加してほしいと考えています。

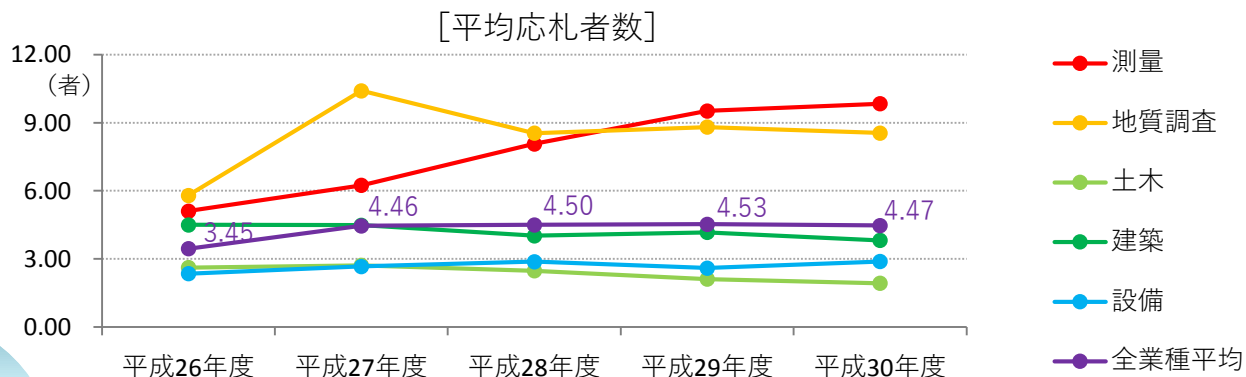
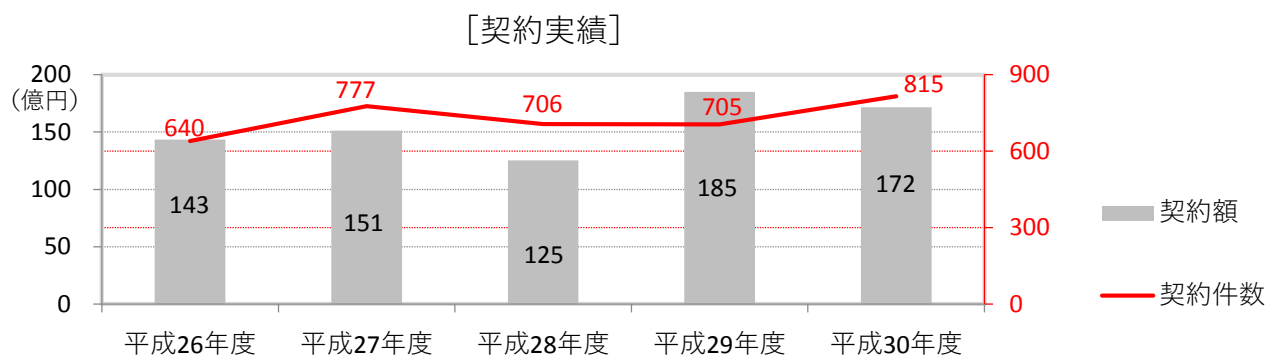
このような背景があり、令和元年度、新規参入しやすい制度改正を行いました。
応札者が少ない今が受注のチャンスです！



1 建設工事の実績データ



2 建設コンサルタント業務の実績データ



地方防衛局所在地・管轄区域

所在地		管轄
北海道防衛局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 電話 011-272-7578	北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）
帯広防衛支局	〒080-0016 北海道帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎2階 電話 0155-22-1181	オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室総合振興局の各振興局管内
東北防衛局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 電話 022-297-8209	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話 048-600-1800	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-7100	神奈川県、山梨県、静岡県
近畿中部防衛局	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館 電話 06-6945-4951	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県
中国四国防衛局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-223-8284	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 電話 092-483-8811	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
熊本防衛支局	〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11 電話 096-368-2171	熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 電話 098-921-8131	沖縄県

（表紙写真：陸上自衛隊ホームページ）

～我が国の安全保障基盤を創る仕事です～

防衛省・自衛隊は、国民の平和と安全を守るため、防衛態勢を強化し、災害派遣をするなど昼夜を問わず活動を行っています

自衛隊の部隊が迅速に展開し、各種事態に十分に対応するためには、その運用基盤となる自衛隊施設の機能が維持されている必要があります、震災発生時には災害復旧活動の拠点となるなど極めて重要な役割を担うものです。

防衛施設の安定的な整備が自衛隊の活動を支え、我が国の平和と安全を守ることに繋がっているのです

国の防衛のため



災害派遣のため



皆さまの経験と技術力を、
防衛施設の整備に活かしてみませんか

